認知症総合支援事業費



目 的・ ねらい

高齢福祉課 予算書P256

主に在宅において療養している認知症の人とその介護者を対象に、同じ立場の地域の人や専門家と相互に情報を共有する集いの場を構築する。

内 容

〔認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)で自治体に実施が義務付けられている事業〕

- ①認知症初期集中支援チームの設置の設置→平成29年1月,包括支援センター支援係に 設置済み。
- ②認知症地域支援推進員の配置→平成27年9月,包括支援センター支援係に配置済。
- ③認知症カフェ等の設置→未設置(平成32年度までに設置することとされている)

〔認知症カフェ(認知症の人の家族に対する支援事業)〕

・認知症の人とその家族、地域住民、専門職がカフェ等の形態で集う取組

〔実施方法〕

- ①すでに実施している認知症相談会や認知症初期集中支援チームの活動をとおして把握 した認知症の人とその介護者への通知と全戸配布で周知を行う。
- ②定期的に(月2回程度で想定)集まり、認知症の人は関心の持てる活動に参加、介護者も活動に参加する。活動後に認知症の方もその介護者も参加して意見交換等を行う。